航路の名称	距離
浦賀水道航路	二百メートル
中ノ瀬航路	二百メートル
伊良湖水道航路	二百メートル
明石海峡航路	百六十メートル
備讃瀬戸東航路	二百メートル
宇高東航路	二百メートル
宇高西航路	二百メートル
備讃瀬戸北航路	二百メートル
備讃瀬戸南航路	二百メートル
水島航路	二百メートル
来島海峡航路	百メートル

第十三条第一号中「及び総トン数」を「、総トン数及び長さ」に改め、同条第四号中「連絡方法」を「連絡手段」に改め、同条第六号中「長さ及び」を削り、同条第七号中「第十一条各号」を「第十一条第一項各号」に改め、同条第八号中「長大物件えい航船等」を「物件えい航船等」に、「第二十二条第三号」を「第二十二条第四号」に改める。

第十四条第一項中「巨大船、積載している危険物が液化ガスである総トン数二万五千トン以上の危険物積載船又は長大物件えい航船等」を「次の各号に掲げる船舶」に、「長大物件えい航船等」を「物件えい航船等」に改め、同条第一項に次の四号を加える。

一　巨大船

二　法第二十二条第二号に掲げる船舶（水島航路を航行しようとする長さ七十メートル以上百六十メートル未満の船舶を除く。）

三　積載している危険物が液化ガスである総トン数二万五千トン以上の危険物積載船

四　物件えい航船等

第十四条第二項中「危険物積載船（巨大船である船舶、積載している危険物が液化ガスである総トン数二万五千トン以上の危険物積載船である船舶又は長大物件えい航船等である船舶を除く。）」を「次の各号に掲げる船舶」に、「及び」を「に掲げる事項及び危険物積載船である船舶にあつては同条」に改め、同条第二項に次の二号を加える。

一　法第二十二条第二号に掲げる船舶（水島航路を航行しようとする長さ七十メートル以上百六十メートル未満の船舶に限る。）

二　危険物積載船（前項各号に掲げる船舶を除く。）

第十五条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項第八号中「危険物積載船で総トン数五万トン（積載している危険物が液化ガスである場合にあつては、総トン数二万五千トン）以上のもの」を「特別危険物積載船」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同条第二項中「前項第六号、第八号又は第九号」を「前項第五号、第七号又は第八号」に改める。

第十六条第一項中「海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号。以下「令」という。）第四条」を「令第四条」に改める。

第二章第四節の次に次の一節を加える。

第五節　船舶の安全な航行を援助するための措置

（海上保安庁長官による情報の提供）

第二十三条の二　法第二十九条の二第一項の国土交通省令で定める海域は、別表第三の上欄に掲げる航路ごとに、同表の下欄に掲げる海域とする。

2　法第二十九条の二第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話により行うものとする。

3　法第二十九条の二第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　特定船舶が航路及び第一項に規定する海域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認められる場合における、当該交通方法に関する情報

二　船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報

三　特定船舶が、工事又は作業が行われている海域、水深が著しく浅い海域その他の特定船舶が安全に航行することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報

四　他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶であつて、その航行により特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに関する情報

五　特定船舶が他の特定船舶に著しく接近するおそれがあると認められる場合における、当該他の特定船舶に関する情報

六　前各号に掲げるもののほか、特定船舶において聴取することが必要と認められる情報（情報の聴取が困難な場合）

第二十三条の三　法第二十九条の二第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一　ＶＨＦ無線電話を備えていない場合

二　電波の伝搬障害等によりＶＨＦ無線電話による通信が困難な場合

三　他の船舶等とＶＨＦ無線電話による通信を行つている場合（航法の遵守及び危険の防止のための勧告）

第二十三条の四　法第二十九条の三第一項の規定による勧告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

第三十条第四号中「第五条」の下に「、法第六条の二」を加える。

第三十二条第一項中「第十四条第三項（法第十八条第四項において準用する場合を含む。）」を「第十条の二、法第二十条第三項及び第四項」に、「及び法第二十三条」を「、法第二十三条、法第二十九条の二第一項並びに法第二十九条の三第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「第三十一条第一項」を「法第三十一条第一項」に、「第三十二条」を「法第三十二条」に改め、同条第五項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「第二十二条及び法第二十三条」を「第十条の二、法第二十二条、法第二十三条、法第二十九条の二第一項並びに法第二十九条の三第一項及び第二項」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　法第二十条第三項及び第四項の規定による権限　来島海峡海上交通センター

第三十二条第五項第四号を同項第三号とする。

別表第二備考第一項中「第二代表旗」の下に「、Ｎ旗」を加え、同表の次に次の一表を加える。

別表第三（第二十三条の二関係）

航路の名称	海域
浦賀水道航路 中ノ瀬航路	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第十三号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域（航路を除く。） 一　木更津港防波堤西灯台（北緯三十五度二十二分三十七秒東経百三十九度五十一分四十秒）から四十九度四千八百三十メートルの地点から二百九十度八千四十メートルの地点